令和７年度　第２回杵築市農業委員会総会議事録

令和７年５月９日　金曜日　午前９時３０分　杵築市農業委員会総会を　杵築十王教育文化会館２階会議室に招集した。

１．総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長 友 礼 子	3番	藤　原　洋　三
4番	小 野 弘 文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿　部　正　俊
7番	古 宮 輝 美	~~8番~~	~~永 野　 恵~~	9番	河　野　秀　徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣　石　良　幸
13番	松 田　 司	14番	木 村 房 雄		

１．総会に欠席した委員は次のとおりである。

８番　永　野　　恵

１．総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

１．総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐　藤　敬　一	次長兼農地・管理係長	中　根　幹　雄
農地・管理係主査	梶　原　由　紀　子	農地・管理係主査	阿　部　貴　之

１．総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第　　４　号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
議案第　　５　号	農地法第３条の申請について
議案第　　６　号	農地法第４条の申請について
議案第　　７　号	農地法第５条の申請について
議案第　　８　号	非農地証明願いについて
議案第　　９　号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
報告第　１　号	農地法第１８条第６項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和７年度第２回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	（　９　：　４９　開始　）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により、[redacted]番　[redacted]委員、[redacted]番　[redacted]委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名でありますが、書記については事務局職員から事務局並びに事務局を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第４号から議案第９号までの６議案４３件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第４号」「農業委員会の法令遵守（じゅんしゅ）の申し合わせ決議（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	「議案第４号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を、ご説明申し上げます。 この議案は、令和元年度に、農業委員による農地法違反等に関する不祥事が多発したことを受け、全国農業会議所において農業委員会組織全体の問題として不祥事の再発防止の取組の徹底を図るうえで、農業委員会としての意思を表明するためで、これは、委員、職員含めてであります。１年に１回以上実施するとの取組によるものであります。 では、提案します。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 １．農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 ２．農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和７年５月９日、杵築市農業委員会。以上です。
議長	只今、「議案第４号」について、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なし
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第４号」については、これを採択することにご異議ございませんか。採択される方は拍手をお願いします。
各委員	拍手多数

議長	拍手多数でありますので、「議案第４号」については、採択することに決します。
議長	次に「議案第５号」「農地法第３条の申請について」を議題といたします。１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[redacted]です。よろしくお願いします。 議案書２ページをお開きください。 「議案第５号」　農地法第３条の申請について 農地法第３条第１項及び同施行令第１条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号１番 申請人、譲渡人、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳、譲受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目台帳現況ともに[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 譲受人の経営面積は、田畑合わせて[redacted]アール。 理由は、市外在住のため、相手方の要望です。以上です。
議長	１番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	４月１７日、[redacted]委員、私と事務局２名で現地確認を行いました。 第３条の地図の１ページと２ページをご覧ください。 場所は、[redacted]線と[redacted]線と[redacted]の[redacted]川の間に広がる水田地帯です。 申請地は[redacted]筆ありますが、九州電力の高圧線を敷設するため、[redacted]年に使役権設定のため分筆したものです。 現地は、隣接した[redacted]番[redacted]番が一体になった水田で、広さは約[redacted]あります。 譲渡人の[redacted]さんと譲受人[redacted]さんは兄弟の関係で、申請地は[redacted]年に[redacted]さんに贈与されましたが、その後も[redacted]さんのお父さんが耕作していました。現在は[redacted]さんがお米を作っています。今後も良好に管理してもらえると思います。よろしくお願いします。
議長	１番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	今、[redacted]委員が言われた通り、市外在住のため[redacted]さんからの要望ということで、[redacted]さんがお米を作ることになりました。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で農業を行っている譲受人との間で、贈与の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、申請地周辺で水稲栽培を行っていることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないと判断されます。取得後は周辺農地と併せて引き続き水稲栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号１番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。

	また、墓地についても確認しました。以上です。
事務局	最後に、墓地について確認しましたと一言あったと思いますが、農地の中に墓地があるいうことは、農地法違反の状態で建っている可能性があります。そういう土地に関しては、農業委員会から許可が出せません。３条の場合は、最後に墓地について確認しましたと一言添えますのでご了承ください。
議長	次に、２番及び３番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	番号２番と３番につきましては関連がありますので、一括して説明いたします。 番号２番 申請人、譲渡人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳、譲受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳 申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目、台帳[redacted]、現況[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 譲受人の経営面積はありません。 理由は、子への贈与、親からの受贈です。 続きまして番号３番 譲受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目、台帳[redacted]、現況[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 譲受人の経営面積は、田畑合わせて[redacted]アール。 理由は、子への贈与、親からの受贈です。以上です。
事務局	今の２番と３番の案件ですが、台帳上[redacted]となっております。農地法上、農地とされるのは、登記地目ではなく現況で取り扱いますので、申請地については畑ということで扱います。
議長	２番及び３番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	４月１６日、[redacted]委員、事務局２名、当事者の[redacted]さん、[redacted]さんは[redacted]さんの実の娘で次女です、計５名で現地確認しました。 現場は、[redacted]線を[redacted]方面に向かい、[redacted]の横に[redacted]があります。 [redacted]の横を[redacted]方面の[redacted]に向かって行くと、[redacted]があります。 [redacted]もあり、その近くに申請地があります。 [redacted]さんと[redacted]さんは実の親子で、道を挟んで上が[redacted]さんの自宅があり、下側に[redacted]さんの自宅と申請地があります。 申請地は以前から[redacted]さんが管理しており、申請地内にはハーブや野菜などを栽培し、手入れがされていました。今後も手入れを続け、トマト・芋などを作り管理していくとのこと。 [redacted]さんが高齢なので、こういった話が上がった次第です。何ら問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。 議案３番の[redacted]さんから[redacted]さんの分ですが、申請地は番号２番と近く、道の上側が３番の申請地です。 [redacted]さんは、[redacted]さんの長女の夫にあたります。[redacted]さんはまだお勤めがあるので立ち会えず、引き続き、[redacted]さんが現地確認しました。 写真で見るように、申請地は、柑橘、温州みかんやポンカンなどが植わっており、下草も刈って管理されていました。 [redacted]さんはまだお勤めですが、休みの日には収穫や剪定を行っており、管理ができている

	ので、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。
[redacted]委員	４ページの図を見ると、[redacted]の[redacted]なんですが、住宅が農地の中に入り込んでいるように見えますが、単純な線の引き間違いですか
事務局	この字図は、写真と法務局の字図を重ねて合わせたものですが、多少ズレが生じてきます。 字図上は住宅の一部がかかっているように見えるが、ズレによるものです。
事務局	補足ですが、地図は明治時代の地図です。 現況と合うかと言われると、多くの場合、合わずズレが出てくる。 それを修正しているのが、農業委員会の地籍調査係です。 地籍調査が終わっていなければ、現況とズレが起こっているという状況です。 ご了承ください。
議長	２番及び３番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	先ほど[redacted]委員のご指摘ですが、事務局の説明どおりです。 [redacted]委員が詳しく説明された通りです。 譲渡人は高齢で管理ができないということで、子供たちに贈与するとのことです。 立ち合いで確認しまたが、管理はできていました。特に[redacted]さんの方はミカンを作っていますが、同じミカン農家である自分と比べても丁寧に管理している印象を受けました。 何も問題はありませんので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため、申請となりました。なお、２番の譲受人、[redacted]さんと、３番の譲受人、[redacted]さんは、ご兄弟の関係です。 ２番の譲受人は申請地の周辺に居住していることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理について問題ないと判断されます。取得後はトマトや芋などの野菜の栽培を行うとのことです。 ３番の譲受人は申請地の周辺に譲渡人と居住し、共に耕作していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないと判断されます。取得後は周辺農地と併せて引き続き、みかんなどの果樹を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号２番と３番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[redacted]さんと[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。以上です。
議長	次に、４番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書３ページをお開きください。 番号４番 申請人、譲渡人、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳、譲受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳 申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目台帳現況ともに[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 譲受人の経営面積は、ありません。 理由は、市外在住のため、相手方の要望です。以上です。

議長	４番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	４月２１日、[redacted]委員と事務局２名と譲渡人の[redacted]さんと現地確認を行いました。 申請地は、[redacted]線を[redacted]方面に向かい、[redacted]を右折し、[redacted]に向かって１ｋｍほどの地点です。親子間での所有権の移転です。今後については、[redacted]さんが近隣で農業をされている方に依頼し管理する予定です。 すでに管理を依頼し、適切に管理されているようです。以上、よろしくお願いします。
議長	４番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	[redacted]委員が申しあげたとおりです。申請地は、現状よく管理ができているので、問題ないと思います。近隣の方と協力しながら今後も耕作をしていくとのことなのでよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、以前から申請地の周辺に居住している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため、申請となりました。 譲渡人と譲受人は義理の姉と妹の関係であり、申請地周辺に居住していることから、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。 許可条件についてですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号４番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。以上です。
議長	次に、５番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５番 申請人、譲渡人、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳、譲受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳 申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番、地目、台帳現況ともに[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 譲受人の経営面積は、田畑あわせて[redacted]アール 理由は、市外在住のため、相手方の要望です。以上です。
議長	５番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	４月２１日に[redacted]委員と事務局２名、譲受人の[redacted]さんと現地確認を行いました。 申請地については、[redacted]の前の[redacted]を[redacted]方面に２ｋｍほど行った先の[redacted]沿いの左側にあります。 譲渡し人の[redacted]さんは[redacted]に住んでおり、[redacted]に戻ることはない状況です。 土地の管理については、[redacted]の[redacted]さんに管理を依頼しているとのことです。 [redacted]さんに耕作の意思はなく、本人の希望も[redacted]さんに譲りたいとのことなのでよろしくお願いします。
議長	５番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	ただいま[redacted]委員が説明した通りです。特に補足することもないのですが、[redacted]さんは、地区の中心的な営農農家なのでこれからの農地管理も問題と思います。

議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で農業を行っている譲受人との間で、贈与の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、申請地周辺で水稲栽培を行っていることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないと判断されます。取得後は周辺農地と併せて引き続き水稲とかぼすを耕作するとのことです。 許可条件についてですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号５番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。以上です。
議長	次に、６番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６番、申請人、譲渡人、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳、譲受人、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳 申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目、台帳、[redacted]、現況、[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 譲受人の経営面積は、田畑あわせて[redacted]アール。 理由は、市外在住のため、相手方の要望です。以上です。
議長	６番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	４月２１日、[redacted]委員、事務局２名と現地確認を行いました。 申請地は、[redacted]線を[redacted]方面に向かい、[redacted]を２００ｍほど過ぎたところにある[redacted]線へ左折し、１００ｍほど進んだところにあります。 現地は、[redacted]さんの母に立ち合っていただき、[redacted]番[redacted]は[redacted]さんが水稲を栽培しており、[redacted]番[redacted]はミカンと梅の木が植えられています。 また、[redacted]番[redacted]は上のため池からの水路が遮断されており、水田への復帰は困難と思われます。 [redacted]さんは[redacted]に住んでいますが、退職後は、農業に専従する意思があり、これからも耕作が続けられると思います。以上、よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で以前から耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は教職員であり、以前から土日など時間があれば、実家に帰り、申請地周辺で水稲や野菜等の栽培を行っていますので、今回の農地取得に関して、及び管理については問題ないと判断されます。取得後は周辺農地と併せて引き続き水稲とかぼすを耕作するとのことです。 許可条件についてですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号６番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。以上です。

議長	次に、７番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号７番 申請人、譲渡人、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳、譲受人、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳 申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番、地目、台帳現況ともに[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 譲受人の経営面積は、田畑あわせて[redacted]アール。 理由は、市外在住のため、相手方の要望です。以上です。
議長	７番について、[redacted]農業委員から説明願います。
[redacted]委員	４月２１日、[redacted]推進委員、事務局２名と現地確認を行いました。 申請地は、[redacted]から北に行ったところです。 現地は、[redacted]さんが獣害対策で網を張っていましたし、周りも草刈りをしてある程度耕作していました。何ら問題ありませんので審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺を以前から耕作している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、お米や野菜を作っていることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。取得後は、大根、里芋、かぼちゃ、なすなど露地野菜を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号７番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[redacted]さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。以上です。
議長	只今、「議案第５号」について、事務局の説明及び地区担当委員から説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第５号」については、農地法第３条第１項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	ご異議なしの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第５号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第６号」「農地法第４条の申請について」を議題といたします。１番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[redacted]です。よろしくお願いします。 議案書４ページをお開きください。 議案第６号　農地法第４条の申請について 農地法第４条第１項により、[redacted]記のとおり許可申請があったので、これを許可することについ

	て意見を求める。 番号１番 申請者、[redacted]区、[redacted]、[redacted]歳、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 申請内容倉庫として、申請理由、自宅に隣接する申請地に、倉庫を建築し利用したい。 こちらは第２種農地で追認案件です。以上です。
議長	１番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	４月２１日、[redacted]委員、事務局２名と[redacted]さんの代理人である司法書士と現地確認しました。 [redacted]さんは[redacted]歳ですが、生まれたときにはすでに倉庫が建っており、本人はいつから建っているかわからないとのことです。始末書を提出しており、問題はないと思います。 慎重審議よろしくお願いします。
議長	１番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	ただいま[redacted]委員が申しあげたとおりです。私は[redacted]歳ですが、子供のころからあったように思われます。[redacted]さんのお父さんが建てたものと思われます。昔は許可を得ず勝手に建てるということがよくあったのでそれで建っていたものと思われます。今回それを新しくしたいとのことです。審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	土地所有者の[redacted]さんは、[redacted]年に贈与により申請地を取得しています。 転用の目的は、自宅横の申請地を倉庫として利用することです。 なお、本件は追認的許可案件です。追認的許可案件とは、農地法を知らずに転用してしまったケースや、相続した土地が無断転用されていた場合、適切な手続きを行うことによって、農地法違反状態の解消を可能にするために設けられている救済措置です。 追認案件となった理由につきましては、[redacted]年頃に前々所有者である父が、転用許可を得ることなく、倉庫を建築していたためです。 後ほど議案第７号でご審議いただくのですが、[redacted]さんの息子が自宅の西側の農地に住宅を建築するにあたり、農地法第５条申請をするために自宅や隣接の土地について調べていたところ、許可を得ないまま農地に倉庫が建っていることに気づいたため今回の申請となりました。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第２種農地」と判断されます。「第２種農地」は農地以外の土地や第３種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅に近く効率的に利用できること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。 また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は山林、東側は山林、南側は公衆用道路、西側は田にそれぞれ接しています。西側の田については、一般住宅への転用申請が提出されており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[redacted]筆[redacted]㎡に、倉庫２棟が既に建築されており、追加

	での工事等は行わず、現状のまま利用する計画です。 排水計画につきましては、これまで通り既設の排水路に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましても、現状のまま倉庫として利用するため新たな費用は発生しません。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。以上です。
議長	只今、「議案第６号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第６号」については、農地法第４条第１項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第６号」ついては、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第７号」「農地法第５条の申請について」を議題といたします。１番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書５ページをお開きください。 議案第７号　農地法第５条の申請について。 農地法第５条第１項により[redacted]記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。 番号１番 申請人、土地所有者、[redacted]区、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳、転用者、[redacted]区、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡。 申請内容、一般住宅として、申請理由、現在市内のアパートに家族[redacted]人で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。 こちらは第２種農地です。以上です。
議長	１番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	４月１６日、[redacted]委員、所有者の[redacted]さん、事務局２名で現地確認を行いました。 申請地は[redacted]線を[redacted]方面に向かい[redacted]から山側に２００ｍ入ったところです。申請地は、[redacted]でしたが耕作していない様子でした。 また、[redacted]番[redacted]から隣地の[redacted]番[redacted]に土砂などが流入しないように対策をするようです。 現状が[redacted]で勾配があるため、造成をしてから住宅を建築するようです。 申請者の[redacted]さんは、[redacted]地区出身で[redacted]地区で育っています。また、子供を育てるには学校が近く良いように思われます。何ら問題なく思われたので、慎重審議をお願いします。
議長	１番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。

[redacted]委員	こちらの案件ですが、[redacted]さんの両親も親戚も近隣に住んでおり、子供が[redacted]小学校に１年生で入学したタイミングで親元に戻ってきたとのことです。 子育てするにも良い環境と思います。少子高齢化でもありますし、若い世代が移住してくるというのは農地を守るという面からも大切と思います。 審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	転用者の[redacted]さんの職業は[redacted]で、現在は[redacted]市内のアパートに家族[redacted]人で暮らしています。転用の目的は、子供の成長に伴い手狭になったため、実家近くの申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第２種農地」と判断されます。「第２種農地」は農地以外の土地や第３種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、実家が申請地のすぐ近くにあること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は公衆用道路、東側は畑、南側は田、西側は公衆用道路にそれぞれ接しており、東側の畑については[redacted]さんの土地であるため承諾が得られています。南側の田については５ｍ高低差があり、休耕中のため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[redacted]筆[redacted]㎡に、車庫を含んだ１階床面積[redacted]㎡、約[redacted]の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日から令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日までの約[redacted]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、宅内排水は合併処理浄化槽を設置して濾過を行い、敷地内排水とともに南側にある既設の排水路へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。融資可能証明書の写しが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。以上です。
議長	次に、２番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号２番 申請人、土地所有者、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳、転用者、[redacted]区、[redacted]、[redacted]、[redacted]歳 申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡ 申請内容、一般住宅として、申請理由、現在、[redacted]に家族[redacted]人で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。 こちらは第２種農地です。以上です。

議長	２番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	先ほどの４条の[redacted]さんと続く件です。[redacted]さんの娘の配偶者が申請者です。場所は、[redacted]から１ｋｍほど山側に入ったところで人気がないところです。 [redacted]さんの土地と[redacted]さんの土地の間にある畑を購入し、住宅を建てるようです。 排水路が土地の間にあるが、つぶさずに現状のままにするとのことです。 何ら問題ないと思いますので慎重審議をお願いします。
議長	２番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	[redacted]委員の申し上げた通りで、排水路は部落で使っているので残してくれなければ困ると、水利組合から意見がありましたので、そのまま残すとのことで周囲に対しても問題ありません。 [redacted]人家族で[redacted]に人が増えるのでいいことだと思います。審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局から説明願います。
事務局	転用者の[redacted]さんの職業は会社員で、現在は[redacted]市内の市営住宅に家族４人で暮らしています。転用の目的は、子供の成長に伴い手狭になったため、実家近くの申請地に住宅を建築し居住することです。 本件は、先ほどご審議いただきました、議案第６号、農地法第４条 番号１番、倉庫への追認的許可の隣の土地の案件になります。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第２種農地」と判断されます。「第２種農地」は農地以外の土地や第３種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、実家が申請地のすぐ近くにあること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は田及び宅地、南側は公衆用道路、西側は田にそれぞれ接しており、東側の田については今回倉庫への転用申請が提出されています。北側及び西側に隣接する田については、休耕中のため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[redacted]筆[redacted]㎡に、１階床面積[redacted]㎡、約[redacted]の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日から令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日までの約[redacted]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、宅内排水は合併処理浄化槽を設置して濾過を行い、敷地内排水とともに東側にある既設の排水路へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。融資可能証明書の写しが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。以上です。

議長	只今、「議案第７号」ついて、事務局の説明及び地区担当委員から説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第７号」については、農地法第５条第１項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第７号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第８号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 １番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書６ページをお開きください。 議案第８号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号１番 申請者、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡。 申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、[redacted]年頃に前々所有者である祖父が宅地の進入路として造成してしまったとのことです。以上です。
議長	１番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	申請地は[redacted]線の[redacted]から[redacted]線に入り、２ｋｍほど進んだところです。 [redacted]から[redacted]の[redacted]の線に抜ける道が新しくできその工事の過程で、申請地が非農地であると明らかになったようです。 ４月１７日に代理人と[redacted]委員と事務局２名で現地確認を行いました。 申請地はすごく狭いところにあって、以前から工事をしていて、最近完成しました。農地と知らず、工事の一環で住宅の進入路として使っている部分を舗装してしまった。 農地に復旧は難しいので、審議のほどお願いします。
議長	１番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	ただいまの[redacted]委員の申し上げた通りです。審議のほどよろしくお願いします
議長	証明書発行基準について、事務局から説明願います。
事務局	現地を４月１７日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。 申請者は、[redacted]年に父からの相続により申請地を取得しています。[redacted]年頃に前々所有者である祖父が宅地の進入路として造成してしまったとのことですが、 写真では道が新しく見えると思います。 これについては、大分県の日出水利耕地事務所が令和[redacted]年から令和[redacted]年[redacted]月にかけて、中山間地域総合整備事業で申請地の南側道路の拡幅工事を行いました。 木元さんが自宅前の道路拡幅で土地を提供する引き換えとして、すでにずっと昔から進入路と

	して使っていた申請地をきれいに舗装してもらったそうです。その後に、そこが農地であったことに気づいたとのことで、始末書が提出されています。 ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第２の５に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に宅地として管理するとのことです。以上です。
議長	次に、２番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号２番 申請者、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡。 申請地の状況は[redacted]で、転用又は耕作放棄された理由は、[redacted]年頃に、前所有者である父が植林してしまったとのことです。以上です。
議長	２番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	[redacted]委員と事務局２名と現地確認しました。 申請地は、[redacted]から[redacted]に抜ける[redacted]線をトンネル手前で左に入った先が[redacted]地区です。現地を確認しましたが、クヌギや杉も管理されておらず大木になっている。 とても農地とは言えないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
議長	２番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	[redacted]委員が申し上げた通り、ご覧のように到底農地と言えない状態ですので、慎重審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局から説明願います。
事務局	現地を４月１６日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。 申請者は、[redacted]年に父からの相続により申請地を取得しています。[redacted]年頃前所有者の父が、高齢により農地としての管理が困難になったことから、申請地にスギやクヌギを植林してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請地の現況は、証明書発行基準第２の５に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理するとのことです。以上です。
議長	次に、３番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号３番 申請者、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡。 申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、[redacted]年頃に、前々所有者である父が住宅を建築してしまったとのことです。以上です。

議長	３番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	４月２１日、[redacted]委員と事務局２名、所有者の[redacted]さんと現地確認を行いました。 申請地は、[redacted]を[redacted]方面に進み、[redacted]交差点を左折し、１００ｍほど進んだところに[redacted]があります。その前を通り６０ｍほど入ったところです。 右手に日豊線の線路が通っており、[redacted]駅の線路を挟んだ反対側になる土地です。 この土地については、[redacted]番[redacted]を分筆して[redacted]番[redacted]と分けられております。 [redacted]年ごろ、地目が[redacted]のまま住宅を建てており、[redacted]さんが管理をしています。 売買の話があり確認したところ、地目[redacted]であると判明したものです。 地目変更後は、売却予定とのことです。
議長	３番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。
[redacted]委員	前所有者の父が亡くなり、子の[redacted]さんが管理できないようで、売買の話が出たようです。 慎重審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局から説明願います。
事務局	現地を４月２１日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。 申請者は、[redacted]年に母からの相続により申請地を取得しています。[redacted]年頃に、前々所有者である父が許可を得ることなく住宅を建築してしまったようです。 現在は空き家になっており、土地と建物を売却する話がまとまった手続きの際に、農地に住宅が建っていることに気づいたとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請地の現況は、証明書発行基準第２の５に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、空き家と併せて売却予定とのことです。以上です。
議長	次に、４番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号４番 申請者、[redacted]、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡。 申請地の状況は[redacted]で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である父の代の[redacted]年頃までは、お米や野菜を作っていたが、高齢になり管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。以上です。
議長	４番について、[redacted]農地委員から説明願います。
[redacted]委員	現地確認の日に[redacted]委員が不在だったため、代わりに立ち会いました。申請地について、特に[redacted]の方は、けもの道の先にあり、田畑として使えるものではありませんでした。申請地を地目変更し、[redacted]さん所有の空き家と同時に購入する話があるようです。 山林のような状態ですので、何ら問題ないと思います。審議よろしくお願いします。
議長	４番について、[redacted]農業委員からご意見があればお願いします。

[redacted]委員	ただいま[redacted]推進委員が申しあげたとおりです。空き家については、空き家バンクに登録しており、購入に向けて動いています。 申請地を地目変更し所有権移転をしなければならないため、審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局から説明願います。
事務局	現地を４月２２日に、[redacted]農地委員、[redacted]農業委員と確認しました。 申請者は、[redacted]年に父からの相続により申請地を取得しています。[redacted]年頃までは、前所有者である父がお米や野菜を作っていましたが、高齢になり管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第２の４に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の空き家と併せて売却予定とのことです。以上です。
議長	只今、「議案第８号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第８号」については、農地に該当しないため、　非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第８号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第９号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の２１番及び２８番についてを議題といたします。番号２１番及び２８番については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に抵触しますので、[redacted]委員には退出していただきたいと思います。
	＜　[redacted]委員、退出　＞
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書８ページをお開きください。 議案第９号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項に係る農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求めます。 ア．利用権の設定（公社への貸付） 議案書１３ページをお開きください。 番号２１番 申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、借人、[redacted]、大分県農業農村振興公社理事長工藤利明、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆

	の[redacted]㎡です。 議案書１５ページをお開きください。 番号２８番 申請人、借受人、[redacted]区、[redacted]、対象農地は、[redacted]市[redacted]、[redacted]筆[redacted]㎡です。 続きまして、議案書２４ページをお開きください。 先程１３ページの番号２１番の詳細になります。借受人の[redacted]さんは地域内新規参入者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は１０年新規、耕作作物は水稲・白ネギ・ブロッコリーとなっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。以上です。
議長	只今、「議案第９号」の２１番及び２８番について、事務局から説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第９号」の２１番及び２８番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第９号」の２１番及び２８番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[redacted]委員に、事務局から議事への参加を要請して下さい。
	＜　[redacted]委員、入室　＞
議長	次に、「議案第９号」の１番から２０番及び２２番から２７番についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書８ページをお開きください。 番号１番 申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、借人、[redacted]、大分県農業農村振興公社理事長工藤利明、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。設定期間は１０年再設定で、借人の経営面積は公社のためありません。借人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 番号２番 申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。 議案書９ページをお開きください。 番号３番 申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。 番号４番 申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地

目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号５番

申請人、貸人、[redacted]、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号６番

申請人、貸人、[redacted]、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

議案書１０ページをお開きください。

番号７番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号８番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号９番

申請人、貸人、[redacted]区、（故）[redacted]相続人[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号１０番

申請人、貸人、[redacted]、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

議案書１１ページをお開きください。

番号１１番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号１２番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号１３番

申請人、貸人、[redacted]、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号１４番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。こちらについては、設定期間５年新規です。

議案書１２ページをお開きください。

番号１５番

申請人、貸人、[redacted]、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡。設定期間１０年新規です。

番号１６番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号１７番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番[redacted]、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号１８番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡。こちらについては、設定期間５年新規です。

番号１９番

申請人、貸人、[redacted]区、[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番、地目、[redacted]、地積[redacted]㎡、他[redacted]筆、合計[redacted]筆の[redacted]㎡です。

番号２０番

申請人、貸人、[redacted]区、（故）[redacted]相続人[redacted]、申請の土地、大字[redacted]字[redacted]、地番[redacted]番、地目[redacted]、地積[redacted]㎡、合計[redacted]筆の[redacted]㎡。こちらについては、設定期間１０年新規です。

今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、番号１番から２１番までの合計[redacted]筆[redacted]㎡。貸し手農家数[redacted]戸、借り手農家数[redacted]戸。ア．利用権の設定面積は、[redacted]㎡です。

続きまして議案書１４ページをお開きください。

イ．利用権の設定（公社からの貸付）

番号２２番

申請人、貸付人、[redacted]、大分県農業農村振興公社理事長工藤利明、借受人、[redacted]区、[redacted]、対象農地は、[redacted]大字[redacted]、[redacted]筆、[redacted]㎡です。貸付人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。

議案書１６ページから１８ページをお開きください。

先程８ページの番号１番から１３番の詳細になります。借受人の[redacted]さんは地元の認定農業者及び農地所有適格法人です。利用権の種類は賃借権、設定期間は１０年再設定、耕作作物は水稲となっております。

詳細につきましては各自でお読み取りください。以上です。

続きまして議案書１４ページをお開きください。

番号２３番

申請人、借受人、[redacted]区、[redacted]、対象農地は、[redacted]大字[redacted]、[redacted]筆[redacted]㎡です。

議案書１９ページをお開きください。

先程８ページの番号１４番の詳細になります。借受人の[redacted]さんは地元の認定新規就農者です。利用権の種類は賃借権、設定期間は５年新規、耕作作物は柑橘となっております。

詳細につきましては各自でお読み取りください。以上です。

続きまして議案書１４ページをお開きください。

番号２４番

申請人、借受人、[redacted]区、[redacted]、対象農地は、[redacted]大字[redacted]、[redacted]筆[redacted]㎡です。

議案書２０ページをお開きください。

	先程１２ページの番号１５番～１７番の詳細になります。借受人の[redacted]さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は１０年再設定、耕作作物は水稲となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。以上です。 続きまして議案書１４ページをお開きください。 番号２５番、申請人、借受人、[redacted]区、[redacted]、対象農地は、[redacted]大字[redacted]、[redacted]筆[redacted]㎡です。 議案書２１ページをお開きください。 先程１２ページの番号１８番の詳細になります。借受人の[redacted]さんは地域内新規参入者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は５年新規、耕作作物は水稲となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。以上です。 続きまして議案書１５ページをお開きください。 番号２６番 申請人、借受人、[redacted]区、[redacted]、対象農地は、[redacted]大字[redacted]、[redacted]筆[redacted]㎡です。 議案書２２ページをお開きください 先程１３ページの番号１９番の詳細になります。借受人の[redacted]さんは地域内新規参入者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は５年新規、耕作作物は水稲となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。以上です。 続きまして議案書１５ページをお開きください。 番号２７番 申請人、借受人、[redacted]区、[redacted]、対象農地は、[redacted]大字[redacted]、[redacted]筆[redacted]㎡です。 議案書２３ページをお開きください。 先程１３ページの番号２０番の詳細になります。借受人の[redacted]さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は１０年新規、耕作作物は水稲となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。以上です。 続きまして議案書１５ページをお開きください。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号２２番から２８番までの合計[redacted]筆[redacted]㎡。貸し手農家数[redacted]戸、借り手農家数[redacted]戸、イ．利用権の設定面積は、[redacted]㎡です。以上です。
議長	只今、「議案第９号」の１番から２０番及び２２番から２７番について、事務局から説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第９号」の１番から２０番及び２２番から２７番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第９号」の１番から２０番及び２２番から２７番については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第１号」がありますので、事務局から報告願います。
事務局	報告事項ですが、本来であれば１件ずつ報告しますが、時間の関係で割愛します。 　報告事項の１番から１３番は、先ほどの利用権の再設定のための解約です。
議長	以上をもちまして、令和７年第２回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（１１：１５終了）　　スイッチＯＦＦ（録音機）